

『玄朔道三配剂録』と『医学天正記』から見た曲直瀬玄朔一門の患者とその時代

——とくに秀吉の番医制との関係を軸に——

田 端 泰 子

はじめに

戦国時代から近世初期にかけてという時期は、室町幕府の崩壊、戦国大名の広汎な成立と領国の確立、それらを継承する織田信長、豊臣秀吉政権の成立と崩壊、そして織田・豊臣政権を継承しつつも、新たな支配体制を構築した徳川幕府の成立と、政治社会上の大きな変革が生起した動乱期である。この目まぐるしく変化する時代に生きた諸階層がどのような生き方を強いられたのか、その生き方にはどのような特徴が見られるかという社会史のテーマについては、まだまだ明らかになりべき問題が多い。本稿では、この時代を解明するための一視点として、医師曲直瀬道三(玄朔)に注目し、彼が診察した多くの患者を時

代背景の中で検討することにより、戦国時代後期から近世初期のさまざまな階層がどう生きたかという問題の一端に迫りたいと思う。

史料としては玄朔が治療した記録として残した『玄朔道三配剂録』⁽¹⁾と『医学天正記』⁽²⁾を用いる。『玄朔道三配剂録』⁽³⁾については筆者前稿がある⁽³⁾ので、ここでのデータやその結論を振り返りつつ、『配剂録』以後に編纂されたと思われる『医学天正記』に重点を置いて、両史料を分析の対象として、論じてみたいと思う。

一 曲直瀬玄朔の生涯と診察

曲直瀬玄朔(一五四九―一六三三)は、医家曲直瀬家の初代正盛の跡を継いで、二代目道三として活躍した名医である。筆者は前稿で玄朔の

経歴を確定し、『玄朔道三配剤録』記載の患者を年代順に並べ直し、診察の実態を検討した。そして玄朔は天皇家から一般庶民までを対象に診察を続け、まさに「仁術」に基づく治療を実践した医家であったと結論づけた⁴⁾。前稿で述べた治療の実態を玄朔の経歴にはめ込み、織豊政権期から近世初期にかけての玄朔の治療とその意義をここで簡単にまとめておく。

玄朔が生まれたのは天文十八年(一五四九)である。玄朔は初代正盛の母方の姻族の子として生まれたが、早くに両親を亡くしたため、初代道三に養育されたという。そして天正九年(一五八二)三十三歳の時、初代道三正盛の養女(実は孫娘)を妻にして、曲直瀬家二代目となった。この年法眼となり、昇殿を許されている。実際の診察は、『玄朔道三配剤録』によると、家を継ぐ以前の天正三年から織田信長家臣の武士階級や天皇家に対して行っていたことがわかる。その後天正十四年に法印の称号を与えられ、「延命院」の号を賜っている。この年までには主に正親町天皇、誠仁親王、和仁親王(後の後陽成天皇)という天皇家三代を診察していることから、天皇家の侍医の一人として名を馳せはじめていたことが知られる。また天皇家の侍医には、「外医」と呼ばれる外科医集団と、玄朔のような内科・産婦人科・小児科・皮膚科・精神神経科を兼ねた総合的な医家からなる集団があり、後者の方の診療が主流で、多くの医家が脈診して意見を述べるだけでなく、天皇家側近の公家衆との合意が形成されて初めて、適切と考えられる治療がなされる態勢になっていたことも指摘できた。

天正年間には、『配剤録』によると天皇家以外は僅かに平野道是父

子を診たにすぎないが、『配剤録』に記載されている以外の武士の診察や公武にわたる交友関係がかなりあったと考えられる。その証拠に織田信長から天正六年に京都市中の屋敷地子銭免除を認められ、天正十三年には豊臣秀吉から市原野に百石の知行地を与えられているからである。

豊臣政権下では天正二十(文禄元)年には二五例の診察回数を数え、それまでの最多となっている。天正二十年の診察が多いのは、秀吉の臣下の大名やその従者、秀吉の近習、馬廻層まで診察したからであり、文禄の役の際、八名の医師が秀吉に同行して九州に向かっていた。秀吉政権下の医家も番医が七人ないし九人ほどおり、蒲生氏郷の診察事例から見える事態は、多くの番医の診察後、秀吉はその信頼厚い前田利家や徳川家康の意見も聞かせ、最善の治療を行わせていることである。豊臣政権下でも天皇家と同じく十人前後の番医を抱え、医家の意見に重臣たちの意見を加味して、最適の治療を模索している様子が見がえる。

玄朔が豊臣秀次の「侍医」となったのも、医家としての豊臣政権との接触の深さ故であろう。秀次との関係が深くなった分、周辺からの目も厳しくなり、文禄四年(一五九五)の秀次切腹に縁座し、水戸に流される。玄朔が許されるのは二年後の慶長二年(一五九七)である。この間の診察記録はわずかに数例であり、極端に少ないこともわかる。

しかし玄朔は再び豊臣政権の「番医」の地位を回復する。それは秀吉の後継者秀頼が誕生し、生まれたばかりの秀頼の番医として玄朔が召し加えられたからである。こうして帰京すると天皇家との関係も復

活し、慶長二年、勅によって延命院を延寿院に改め、翌三年には後陽成天皇の病の診察で治効があったとして、特に恩賞を賜っている事から見て、玄朔の地位回復には天皇家の診察における正しい判断が大きく預かっていることも知られた。

秀次に連座して佐竹氏にお預けになるという苦難を経験した玄朔は、常陸配流中に子息親清(玄鑑)に宛てて、「掟」と自著や初代の書など重要文献をすべて与えている。苦難を乗り越え二度とこのような経験をさせないための玄朔の覚悟が見える。

復権後は玄朔の天皇家への治療はますます冴え渡り、「絶人」された天皇を平復に持ち込んだ大きな功績が評価され、白銀千枚を賜り、また右述のように「延命院」から「延寿院」に称号を変えることを許され、婿養子曲直瀬正琳が法印に叙され、「養安院」の称号を与えられるという、曲直瀬一門の栄進が獲得されている。

秀吉の死後に起こった関ヶ原合戦時は、開戦以前は東西両陣営の武士や商人を診察していたが、関ヶ原以後は勝者側・東軍の武士やその妻子が多くなるという状況に切り替わる。旧来からの繋がりや、豊臣家にも医家として奉公していたが、徳川家への接近も着実になされ、慶長七年、京都町奉行加藤・板倉と片桐の連署になる知行宛行状で、市原野百石、松ヶ崎百一石余を含む五百石の地を京都に与えられる。

しかし徳川政権との接触が深くなるにつれ、京都のほかには駿府や江戸での勤番も増え、後述のように慶長十二年駿府に宅地を、翌十三年江戸に邸宅を賜り、江戸・駿府交代勤番を命じられるに至る。

こうして徳川家やその家臣との接触が主流になった玄朔であったが、

慶長十一年の七十三例という『配剂録』中最大の診察例のうち、実名が比定できた武士は、関ヶ原では東軍に加わったり内応したが、もとは秀吉家臣であった大名や武士、その家族が多いことが特徴であることを指摘した。かつての豊臣政権下の武士たちは、もともと天皇家の侍医の一人で豊臣政権の番医としても名高い玄朔に、病や怪我の際は頼ろうという心情であったことが見えてくるのである。

このように曲直瀬玄朔は、曲直瀬家の二代目道三として、天皇家から庶民までを診察した、当代の名医であったと結論付けた。

江戸に本拠地を移した玄朔は、江戸の邸宅と麻布に薬園地を与えられ、門弟の指導にあたり、江戸で亡くなる。寛永八年(一六三三)のことである。門弟には野間玄琢、井上玄徹、饗庭東庵らがあり、玄朔の墓は薬園の中に生前建てていた瑞泉山祥雲寺にあった。この寺はのち渋谷に移転している。

二 『医学天正記』とは

曲直瀬道三玄朔は先述の『配剂録』のほかに『医学天正記』という診察記録を残している。『医学天正記』を開くと、本書は乾上、乾下、坤の大きく三部にわかれていることがわかる。そして乾下の最後には「慶長十二年早春道三(在判)」とあるので、乾巻は『配剂録』の編集(慶長十三(一六〇八)年正月の症例が最後)直前に、病名別に玄朔が分類しなおしたものであることがわかる。いっぽう『医学天正記』の坤の後に付された奥書には、この『医学天正記』には乾・坤二巻があり、東

京帝国大学に所蔵されている原本に対して、乾巻は寛文三(一六六三)年に京都の書肆水田甚左衛門がこれを上下に分冊して出版したので、乾巻のみはこの版本をもって校訂した、という近藤圭造の明治三十五(一九〇二)年の注記がある。これらの後書から考えて、『医学天正記』の乾上下が作成されたのは慶長十二年早春で、乾巻は玄朔自らが『配剤録』に準拠しつつ、病名ごとに再分類した医学書であったといえる。そしてこの乾巻は、寛文三年には出版されて読者に読まれていたこともわかった。一方坤巻は、慶長十二年以後の患者と症例を加えて病名の分類も一新して、おそらく玄朔の死(寛文八年)以後、弟子の手によって、乾巻を玄朔が編集してから五十五年以上後に、編集しなおされて出版された医学書であると考えられる。

次に『配剤録』と『医学天正記』の相違点について考えてみると、『配剤録』に記載された患者は「山中山城守」のように姓と官職などが記されているのに対し、『医学天正記』は症例ごとに患者を分類しており、診察時の年月日は記載されておらず、また姓名記載のない患者が多数にのぼるといふ特徴を持つ。また『配剤録』に登場した患者の多くは『医学天正記』に再録されている。それら姓のわかる患者に加えて、関ヶ原合戦後、特に慶長十二年以後の玄朔の診察事例が加えられている。そのため『医学天正記』に登場する姓のわかる患者の症例は一九三、姓記載のない症例は三四九にものぼっている。このような記載方針の違いからみて、『医学天正記』は『配剤録』の三三四の症例に依拠して、その症例を姓のある者と姓を記さないものに分けて『医学天正記』に分類・再録し、「大樹(徳川秀忠)」「(秀忠が將軍になっ

たのは慶長十年である)、「右府秀頼公」(秀頼が右大臣になったのも慶長十一年)、「土井大炊頭殿室」など慶長十三年以後の新たな診察例も加えて、医学を学ぶもの・医学に関心のあるものを対象に、分類も一新して編纂された医学書であったということができよう。さらに『医学天正記』に「天正」の年号が用いられている理由は、『配剤録』の出発点が天正年間であり、しかも天皇家の侍医となり、天皇家に対するさまざまな治療で著効があつて有名になった、という曲直瀬家の経歴を重視したからであろう。

次に『医学天正記』の目次に準拠しつつ、病名とそこに記載されている総患者数を表にしてみると、玄朔が診察した天正から慶長・元和にかけてという時代にどのような病が多かったのかが見えてくると思う。そこで後掲の表から総患者数の多い病名をあげてみると、乾上では傷寒三十三、瘧疾三十二、腫脹二十三、感冒十七、痢疾十四の順となる。乾下では産後十五、痢疾十一、虚勞十一、妊娠十となり、他の病名の患者数は十人以下である。

また坤巻で最も多いのは脹満四十二、泻痢三十七、小兒三十四、傷寒二十九、感冒二十九、痛痺痿症二十五、眩暈二十三、産後二十二、妊娠二十一、虚勞二十、熱病十九、諸瘡十八……となる。

先述のように『医学天正記』の乾巻は慶長十二年に編纂されたが、坤巻は乾上下の出版年であると記される五十五年後よりさらに後の編纂である。両者を「感冒」の項で比べてみると、乾上に登場する人名は柘植、西尾、味岡ら十七名であり、坤には藤堂、片桐らに加えて「竹千代様」「大坂上様(淀殿)」「大田和泉守」「黒田筑前守(長政)老

母」などが登場している。一方『配剂録』と乾巻に登場した味岡、北村、大谷、林、吉田姓などの武士階級の名が消えている。これらの大名以下の階層の武士の事例は、坤巻の姓の記載されない部分に入れられたのであろう。

「傷寒」乾巻には「八条殿」「伏見殿」など三十名の『配剂録』に登場した人の姓と、新しい三名の人名が記されている。坤巻の人名は「伏見殿」「飛鳥井少将」「大典侍殿」「清水寺規首座」の四名にすぎず、二十五症例には人名がない。乾巻にあった武士の姓名はすべて消えていることがわかる。

このように『医学天正記』の乾巻には『配剂録』の人名がかなり忠実に再録されたが、坤巻では一般武士層の名前が大幅に省略されていることが見出せた。乾巻は完成から五十五年後に出版されている。この出版時点の近世前期という時代、その後の坤巻完成の時代には、戦国から近世初期にかけての一般武士層の人名を、症例と結びつける必要性は失われつつあったためであろう。

三 動乱期の天皇家・豊臣家・徳川家

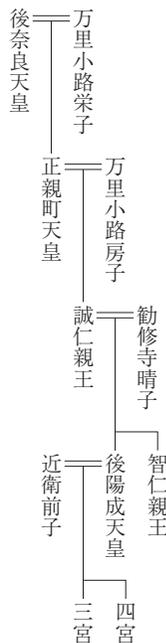
この節では『配剂録』と『医学天正記』の両史料を患者の家ごとに抽出し、天皇家、豊臣家、徳川家が抱えていた病気とその背景について検討する。

〔天皇家〕

正親町天皇の子は一宮陽光院殿誠仁親王である。誠仁親王の正室は

勸修寺晴子(新上東門院)で、この夫妻の子は後陽成天皇や六宮八条殿智仁親王である。そして後陽成天皇の正室は近衛前子(中和門院)であり、二人の間には三宮後水尾天皇、四宮などが生まれ、これらの子供は出生以前に、後陽成天皇と「大典侍殿」との間に生まれた二宮七条殿がいた。また後に持明院家の娘で勾当内侍を務めた女性の生んだ六宮があった。

左に略系図を記す。



正親町天皇は後奈良天皇の第二皇子で、母は万里小路賢房の娘栄子(贈皇太后吉徳門院)である。十七歳の年に親王となり、元服した。四十一歳の弘治三年(一五五七)父天皇の薨去を受けて踐祚したが、葬礼費は三好長慶が洛中の棟別銭を徴集してようやくこれを行ったとされる。三年後の即位礼も毛利元就の献金二千寛文によって執り行えた。経済的には苦しい状況にあったが、政治的活動は目覚ましく、足利義昭と織田信長の講和に際して勅命を發し、信長を救っている。天正元年(一五七三)のことである。しかしその後信長との関係は悪化したので、信長は誠仁親王への讓位を天皇に要請している。

玄朔が天皇家の親族の病を治療した最初の事例は、天正六年(一五七八)の「竹門様」(三宮)の「斑疹」(猩紅熱)の治療であり、二例目が天正十年(一五八二)六月の陽光院殿(誠仁親王)の早朝からおこった腹痛

・吐逆・悶乱などの症状を診た時の診察である。玄朔は先輩である半井通仙軒、盛方院淨勝法印の見立てとは異なる診断をし、玄朔の処方した薬で回復した。この功績によって法眼の号を頂戴することができたという玄朔にとっては記念すべき診察であった。⁽⁵⁾

誠仁親王の子和仁親王(後の後陽成天皇)もこの年二月に罹病し、朝廷では清祓や加持を開始し、医家竹田定加が召され、薬は玄朔が調達し、五日後に本復している。⁽⁶⁾この場合は、玄朔の役割が薬の調進のみであったためか、『配剤録』には記されていない。このように誠仁親王とその皇子の診察で優れた医術を披露したことが、法眼の号を頂き、また翌年の天正十一年正親町天皇の診察を行うきっかけとなったと思う。

天正十一年(一五八三)の正月、六十七歳の正親町天皇に急に中風の症状が出て、痰が出て声がかすれ、身体は熱く脈は緩くなった。竹田定加法印は「傷寒」、半井通仙軒は「中風」と診断し、このように二医の診察は相違したので、玄朔が診察したところ「中風」と見立てた。これは半井の見立てと同じであったことが『配剤録』に記されている。そのため『医学天正記』では、乾上の「中風」の項に再録している。玄朔は正親町天皇の診察で、他の医家たちと競いながら自ら信じることを主張し、それが認められたという天正年間の輝かしい事跡を後世に伝えるためにも、医学書のタイトルに「天正」という元号を取り入れたのであろう。

正親町天皇はこの病の三年後の天正十四年(一五八七)十一月、孫の和仁親王(後陽成天皇)に譲位し、しばらく経った文禄二年(一五九三)正

月、七十七歳で崩御している。上皇(院)にはならなかったが、薨去後に院号を追贈された。

誠仁親王は正親町天皇の第一皇子であり、母は万里小路秀房の娘房子である。永禄十一年親王宣下を受け、天正十二年には三品に叙されている。信長との関係はよく、天正五年(一五七七)に信長が誠仁親王のために二条御所を新造したので、親王はここに移っていた。天正十年の本能寺の変では軍勢がこの周囲にも押し寄せたので、親王はすぐ近くの禁裏に避難し、無事であったという経緯もあった。この年(天正十年)の親王の「霍乱」の治療こそが、先述のように、玄朔法眼叙任のきっかけになった記念すべき治療であった。この年玄朔は三十四歳、親王は三十一歳である。

秀吉と親王の関係も親密であり、秀吉は親王の皇子八条宮智仁親王を猶子にしており、文化面では、天正十四年(一五八六)の禁裏での秀吉主催の茶の湯に、父正親町天皇と共に出席している。茶の湯のほか、和歌、連歌、立花などにもすぐれた親王であった。しかしこの年(天正十四年七月、親王は思いがけない病魔に襲われる。「瘧疾三発」と記されるように瘧おぼの発作が発生、玄朔が召される。玄朔は秀吉の命で大坂で宇喜多秀家夫人(前田利家の娘豪姫)の治療に当たっていたが、京へ取って返したようである。投薬は半井通仙軒が行ったが、その薬を飲んだあと、再び瘧が三発も起こり、親王は薨じたという。半井氏は「色を変じて」「山科の薬はないか」といったという。この声を聞いた半井流のある人は、「山科家の丸薬がなかったので、半井家秘伝の砒を入れた薬(粉薬)を進上したためこのようになった」と語ったとい

う。玄朔にとって大切な親王を亡くすという、悲しいできごとであったに違いない。親王は父天皇の譲位を受け、踐祚する予定だったが、このたびの発病のため薨じてしまい、親王の子周仁親王が皇位に就き、後陽成天皇が誕生する。親王には「陽光院」が追贈された。

右の誠仁親王の瘡の治療記事は『配剤録』にも『医学天正記』にも記されている。両者は治療や投薬については一致するが、一箇所異なる記載があることが発見できる。半井通仙軒が薬を進上した箇所では、『医学天正記乾上』には「故半井通仙軒」とある点が異なっている。

このことから『医学天正記』の乾巻の方が、『配剤録』よりも後に編纂された書であることが確実になる。因みに、半井通仙院は瑞策で、剃髪後は驢庵と呼ばれた医家で、正親町天皇から『医心方』三十巻と通仙院の院号を賜った、医官の最上位に位置した医者である。彼が亡くなったのは慶長元年八月なので、玄朔は『医学天正記』を編纂した時点(慶長十二年)で、無意識のうちに「故」を瑞策に冠したのであろう。後陽成天皇は誠仁親王と勸修寺晴子(新上東門院)の間の皇子であり、十六歳の時の天正十四年(一五八六)九月に親王になったが、父誠仁親王がすでに七月に亡くなっていたので、十一月、天皇になつていいる。在位は二十六年、豊臣政権と初期徳川政権の盛衰を間近に見聞きした天皇である。

後陽成天皇は「和仁親王」と呼ばれていた親王時代(十三歳の年)の天正十一年に痘瘡に罹り、最初に竹田定加法印が薬を進上したが回復せず、腹痛が甚だしくなったために玄朔が召され、玄朔調合の薬で治っている。この治療においても、複数の番医が治療に万全を期して

いる様子が読み取れる。その後慶長三年九月と四年二月の眩暈(めまい)、七月の疝氣(腰腹部の疼痛)、慶長七年五月の食傷(食あたり)、八年三月の感冒、九年五月の癰腫(悪性のはれもの)、慶長十三年正月の祝酒による心肺疾患、十四年の感冒と、多くの病を経験する。その中で慶長九年五月の「癰腫」と見立てられた病の時は、癰が破れたので、岩倉梅隠庵と大徳寺玄首座の二人の「外医」(外科医)が参内し、障子の穴から天皇を診るというかたちで診察している。このことから、天皇の診察は内科の総合医である半井氏、竹田氏、曲直瀬氏などが行い、特別の場合のみ外科医が呼ばれて診察するという態勢であったことがわかる。

天皇に対しては灸を治療法に加えることもそれまでなかったようである。慶長三年九月一日、天皇が俄に眩暈の症状を呈し、いったん持ち直したが、十五日から竹田定加が、二十六日より祥寿院瑞久が、十月二日より盛方院浄慶が治療したが、十一日に天皇は「絶入」、そこで呼ばれた玄朔が治療に当たり、灸治を望んだが、「旧記」に灸はないので「不可」との廷臣の判断であった。ところがこのころ中院也足軒が旧記の中に灸を見出し奏上したところ、「今後灸治あるべし」との勅意があり、灸と内服薬で二句にして完治している。天皇家の侍医集団と廷臣との診療をめぐる討論と模索のさまが知られる。

後陽成天皇は慶長十一年後水尾天皇に譲位する。しかしその後も「院御所様」として『医学天正記』に登場し、「腫瘍」と下血の症状を呈して、二度玄朔の診察を受け、天皇の病はそれぞれ「諸瘡」(きずとはれもの)と「虚勞」(心身の衰弱)に分類されている。この二例の

症状が現れた時の年は記されていないが、「院御所様」との表記の仕方からみて、後陽成天皇が譲位した後の一六一二年から亡くなる一六一七年までの間であろうと推定できる。

後陽成天皇の弟が八条宮智仁親王^{としひと}である。初め、秀吉の猶子となつたが、淀殿が鶴松を生んだため、宮家を創出、八条宮と呼ばれる。天正十九年（一五九二）十三歳のとき、親王宣下を受け、元服し、式部卿に任じられた。文禄五年（一五九六）細川幽斎から『伊勢物語』などの講釈を受け、また古今伝授を授けられている。慶長六年（一六〇一）一品に叙せられ、寛永二年（一六二五）受け継いだ古今伝授を後水尾天皇に授け、近世初期の官廷に継承される「御所伝授」の基礎を築いた文人である。

智仁親王に対する玄朔の診察回数は二回とごく少ない。最初の診察は天正十七年（一五八九）春で、親王十一歳のときである。四月には発熱の症状が出て、初め（半井）通仙瑞策、驢庵瑞慶父子が診たが効がなく、竹田定加法印が治療に当たった時は、班が出て熱も高くなつた。そこで盛方院浄慶と牧庵の二人の談合で薬を進上したが、なお悪寒が止まず、身体は冷え、脈も絶え、諸医の技は出尽くした状況になつた。この時民部卿法印（前田玄以）が玄朔に「病状を詳しく分析し用捨なく申すように」と命じた。そこで玄朔は「傷寒四逆の証と見る」と答え、薬毒も甚だしいので、「四逆湯」を用いるべきであると述べたところ、諸医は賛同した、と記す（乾上）。

同年五月の治療については『配剂録』には以下のように記される。発熱の症状を呈している親王を診たのは竹田、驢庵、祐乘、上池で

あつたが、民部卿法印が「御検使」となつて『医林集要』の四巻を開いて、「茯苓四逆湯」を与うべしといつた。それを与えると一服で脈がはつきりし、十余日で本復したという。親王の本復を関白秀吉はたいそう喜び、「御感の余り」「御馬」を下された。

天正十七年に智仁親王が二度感冒または傷寒を煩つたのか、一度の病を別々に四月と五月として書き記したのかは不明である。この智仁親王の病に關しては、当時親王は秀吉の猶子であつたので、天正十一年から京都奉行を務め、後に五奉行の一人にもなる豊臣政権の重臣である前田玄以が、腕の確かな医家である玄朔を呼び出し、また『医林集要』という医学書を調べさせたことが、親王を本復させた原動力であつたことが知られる。秀吉政権下では玄朔は番医の中でも特に技量の高い医者であり、秀吉の評価も高かつたことが示されている。この親王の病を乾上で「傷寒」（激しい熱病）に分類したのは、初期の感冒の症状から諸医の治療を経て、玄朔が「傷寒」であることを結論づけ、本復したという経緯を、後進の医書に書き残すためであつただらう。

『医学天正記』の坤に、もう一箇所「八条御所様」が登場する。「痰」に分類される病にみえる「八条御所様」は智仁親王で、『配剂録』や『医学天正記』乾卷成立以後の慶長十二年以後、親王が亡くなる寛永六年（一六二九）までの病であると考えられる。

天皇家の最後に検討しておきたいのは、後陽成天皇や八条宮智仁親王の生母勸修寺晴子（新上東門院）の症例である。この人は勸修寺晴右の娘で、誠仁親王に上臈として仕え、「阿茶局」と呼ばれていた。そして親王との間に後陽成天皇など多くの子を生んでいる。後陽成天

皇を生んだのは晴子十九歳のときの元龜二年（一五七二）、智仁親王を生んだのは二十七歳の天正七年（一五七九）である。これらの出産は何事もなく安産であったようだが、天正十五年（一五八七）の御産で「産後血暈」（産後のふるえ）との記載があり、玄朔が呼ばれている。その後も後陽成天皇時代の慶長四年（四十七歳）に「准后様（国母）」として、また慶長六、十、十二年に眩暈めまいの症状があらわれ、診察をうけている。慶長年間には「持病」とあるように、眩暈、不食が女院の更年期以後に悩まされた病氣となったようである。

女官の上位にあつた典侍や掌侍（勾当内侍）のうち玄朔の診察を受けたのは五名である。一人は天正十九年春に「二宮七条殿」を生んだ二十余歳の「大典侍殿」で、御産の七日後に腰から足までの浮腫などで医師の診察を受けている。初め祐乗坊が治療に当たったが、効果はみられず、玄朔に交替したことで浮腫は悉く退いたという（『配剂録』）。この症例は『医学天正記』坤では「産後」に分類されている。

二人目は慶長十一年に「二十余歳」であつた「藤大典侍殿」と呼ばれた日野輝資の娘である従三位日野輝子の、永く続いた「寒熱」である（『配剂録』）。この症例は『医学天正記』では乾・坤共に「虚勞」に分類されている。しかし日野輝子は翌慶長十二年五月に亡くなっている。この病が原因だったのであろう。

三人目は『医学天正記』にのみ登場する「大典侍殿」で、八十（坤）か八十一歳（乾）の時の病である。診断は「傷寒」であり、初め竹田法印が五、六日治療したが八日目になつても「うづわと讒言」が止まず、「潮熱」も出たという症例である。この診察には「十二年春」の注記があ

るが、竹田法印定加は慶長五年六月に亡くなつていたので、「十二年」は天正十二年であると推定する。この「大典侍殿」の実名は判明しない。

四人目は慶長十年と十一年に「うづわと労咳」（肺結核）「感冒」「霍乱」（日射病・吐瀉病）で診察を受けた「勾当内侍」持明院基子である。慶長十年の病の後、女官を退き、「第八皇女」を生んでいる。（言経卿記）。

五番目は『医学天正記』の乾、坤に「班疹」の症例として登場する「勾当内侍」である。この場合の診察も初め竹田法印が治療したが効果がなく、玄朔の投薬で回復している。玄朔の治療の腕の確かさが際立つ症例のひとつである。この場合もはじめ竹田定加が診察しているので、彼の死（慶長五年）以前であると思われる。

この他、宮中の女官の事例としては、『配剂録』に慶長十一年七月と八月の「権大納言局」の病氣の診察がある。

これらの症例を見ると、女官の病も、勾当内侍など高級女官については、天皇家の家族の例に準じて、侍医の診察がなされ、うまく回復しなかつた場合は、複数の医師の診察がなされていること、玄朔など当時の侍医は産科から小児科、内科に至る幅広い分野を担当していたこと、また玄朔は侍医集団の中でも特に治効をあげていた名医であつたことがわかる。

【豊臣家】

豊臣秀吉が曲直瀬玄朔の診察を受けたのは、天正二十年二月の「感冒」の時のみであり、他の医師の診察についても、慶長二年から三年の最後の病の時を除けば、天正十一年の急病時に堺円心の薬で本復し

た例や、十三年五月に坂本で煩った例以外、ほとんど見られない。前稿で述べたように秀吉が採用していた番医制が右の天正十二年ごろから機能し始めたからであろう。この秀吉の番医制の成立については後に詳しく検討するが、秀吉自身、番医に編成されている医家たちに、交互に診察させていたため、諸医家の家の記録には特別の場合を除き、ほとんど書き残されなかったであろう。

豊臣政権特に秀吉の番医制について注目されるのは、秀吉は自らの病を診察させるだけでなく、番医の利用を重視し、独特の活用方法を編み出している点である。それは秀吉の親族、家臣や本願寺門跡顕如など、味方に付けておくべき人々の病の治療に番医を差し向けたこと、また本能寺の変後聚楽第建設以前は、朝廷対策のため京に入ったとき、番医竹田定加の三条御倉町の屋敷を用い、施薬院全宗については、秀吉が関白に任じられたとき、「徳雲」(全宗)の屋敷から「カチ」で長橋局まで出かけ、そこで衣冠を改めて参内したように、⁽⁹⁾ 医者としてまた立ち寄り所として政治にも利用した点である。

例えば、天正十一年三月に曲直瀬正慶(曲直瀬道三初代・一逕)に命じて柴田勝豊を治療させているのが好例である。本能寺の変とその後の清須会議後、秀吉は長浜城を柴田勝家の属城とし、そこには勝家の養子勝豊が入った。その勝豊が病んだことを知った秀吉は、天正十一年三月二十一日、勝豊を京都に呼び寄せ、法眼曲直瀬正慶に治療させたが、その甲斐無く、勝豊は亡くなっている。⁽¹⁰⁾ 四月の賤ヶ岳合戦、そして北ノ莊城落城の直前のことである。

同十一年五月から八月にかけて、秀吉は近江坂本(前年まで明智光秀

の居城)にすることが多かったが、ここから前田利家の娘摩阿姫に手紙を出し、明人大坂に呼び寄せることを告げている。⁽¹¹⁾ そして天正十一年五月には坂本で、「以外煩」という状態で病に伏したので、天皇家は諸寺社に祈祷させ、平癒を祈らせている。⁽¹²⁾ 大坂城がほぼ出来上がり、ここに移る天正十二年八月までは、秀吉は山崎城と坂本それに京を往来して、信長後継者としての姿を固めることに努力しているさまが浮かび上がる。聚楽第が完成するのは天正十五年秋のことである。そして名実ともに「天下人」となるために、属した家臣や番医たちに所領給与や安堵をなすと共に、家臣たちには番医を派遣して、その診察を受けさせるという恩典を与え、また臣従した者たちとの婚姻関係を形成するという、政治的に重要な諸方策を始動させるのである。

右の実例を二、三挙げよう。秀吉は天正十二年九月、番医竹田定加に命じて、それまで病の治療を祈祷で行っていた亀山城の養子秀勝(信長四男)の元に急行させ、診察させた。病名は「胸勞」であった。同年八月、定加が所領を増されたのは、番医として秀吉の「御用」を勤めはじめたためであると考えられる。二年後の天正十三年秀勝は亡くなったが、その後も秀吉は大政所や丹羽長秀、織田信雄の妻、宇喜多秀家、中村一氏の元へ竹田定加を派遣している。⁽¹³⁾ こうした竹田氏の使い方から推測できるのは、天正十二年には秀吉の番医制が成立していたこと、秀吉は天皇家の侍医、足利義輝の挙げた「良医次第」(吉田盛方院浄忠・竹田定珪・半井驢庵・友乗坊)⁽¹⁴⁾、主君信長の診察を担当した医師などの診察を参考に、独自の番医制をつくりあげたものと考えられる。かつて信長に厳しく対立してきた本願寺光佐(顕如)のもとには、秀

吉は天正十四年十一月、医師祐庵、一鷗(宗虎)、曲直瀬道三(玄朔)など番医を貝塚へと次々に遣わして診察させている。⁽¹⁵⁾この場合は顕如の診察を主に担当していた竹田法印(定加)や半井通仙軒の診察に効果が見られなかったためである。これらの事例から、天正十二年には秀吉の番医制は確立し以後順調に機能していたことが証明される。

文禄元(天正二十年)年正月、自らの出征に先立って諸大名の人質を大坂城に送らせる。自らは先述のように感冒で二月に大坂で曲直瀬玄朔の診察を受け、五月には甥で閔白を譲った秀次に、自身の渡海を控えて、明国と朝鮮の処置や出兵準備を命じている。⁽¹⁶⁾一方秀次は同年九月、尾張にいる実父三好吉房(一路)の病を、医師寿命院(秦宗巴)を派遣して診察させている。⁽¹⁷⁾宗巴は十日後に帰洛した。この時、秀次が秀吉の医師派遣と同じ方法を採用して、実父を診察させたことは、後に秀吉の不満を増幅させた一要因となったと思う。

文禄二年二月、前稿で述べたように、秀吉は京都と奈良の医師を徴用して名護屋へ、次いで朝鮮へ送っている。曲直瀬玄朔も十八日間ほど朝鮮に渡っていたことも前述した。細川幽斎や松井友閑と共に「諸医衆歴々」を送ったのである。国内でも秀吉は医師を活用し、養女豪姫の病には、文禄四年十月、内侍所で御神楽を催してもらったり、稲荷社に祈祷させるほか、慶長二年三月には曲直瀬正琳(玄朔の娘婿)に診察させ、政治向きの話をするためたびたび施薬院全宗邸を訪れている。そして慶長二年十二月、秀吉の病中に鬨番した竹田定加、半井驢庵、祐乗、吉田盛方、祐庵の五名を罰している。⁽¹⁸⁾彼らは秀吉の番医の中心に位置した人々である。玄朔はこれら五名の中には含まれていな

かった。

このように、秀吉は抱えていた当代の名医達を番医として代わる代わる豊臣家の親族の治療や、手を結ぶ必要があった諸家、家臣の診察に派遣し、そのことで諸家や家臣からの信頼を築き上げ、医术を通じて公家、寺社や家臣団との政治的結束を深めたのである。

番医を右のように活用したのは、豊臣政権の特徴である。信長には見られないことであつた。創設した番医を、自らの病や親族の病の治療にあてるだけでなく、豊臣政権の天皇家との密接な関係、家臣との主従関係、公家・寺社との関係修復に、秀吉は活用した。その姿を間近に見た家康は、自らの番医を加えて新たな番医制を編成し、それは幕府の番医・奥医制に継承されたと考える。

次に検討するのは秀吉の甥秀次である。この人は玄朔との関係が密接であつたことは前稿で述べた。玄朔は天正二十年正月、秀次二十五歳の時に初めて診察した。おそらく秀吉の番医として秀吉から診察を命じられたのであろう。秀次は、以前から上顎の破損で「外医」(外科医)に診てもらっていたが、おもわしくなく、顔は赤く、脈も浮いていたので、玄朔が診察し、「咳嗽」(乾上)と診断し、その薬を調合した。文禄二年秋には「気積」により胸が塞ぎ、痰喘息も現れたのでまた診察を受け、このたびは「痰嗽」(埤)と診断され、異なる薬を処方されている。七月に秀次事件が発生する直前の文禄四年六月、秀次は伏見で病に伏し、玄朔が治療に当たつた。このように秀次は一貫して持病の治療を玄朔に頼っていたことが、玄朔が縁座して佐竹氏のもとへ預けられた原因であつたことがわかる。

秀吉の子秀頼は二度玄朔の診察を受けている。最初は子供のころで、「寒熱」(悪感と熱気)と頭痛の症状を玄朔が診察、薬を調合しなおして治っている。この治療は、坤では「小児」に分類されている。二度目の診察は「右府秀頼公」とあるので、慶長十年以後のことであるから、慶長十七年(一六二二)二月ではないかと思う。⁽¹⁹⁾玄朔は「息賁」と診断し、投薬の末、一月かかって平復している。

秀頼の病で注目されるのは、右の二度の曲直瀬一門の診断の間に発生した、慶長十三年(一六〇八)の疱瘡である。疱瘡は慶長九年冬から十年にかけて畿内で大流行し、十年年末には京都で猛威を振るい、十一年には和仁王が罹患していた。⁽²⁰⁾その後、慶長十五年二月にも京都で流行し、政仁親王が罹患している。何度も疱瘡の大流行があったことがわかる。その疱瘡に秀頼は慶長十三年二月に罹患している。大坂城中では、あわてて義演に病氣平癒を祈らせ、朝廷でも「臨時御神楽」を内侍所に奏して秀頼の平癒を祈り、勅使を北野社に派遣して回復を願ったりした。四月に回復した秀頼は、片桐且元を朝廷に派遣し、祈祷の恩を謝し、また鞍馬寺を修造したり、秀頼の乳母が秀頼のために大神宮で「大神楽」を奏したのは、⁽²¹⁾豊臣家挙げての神仏への感謝の念からであろう。

いっぽう諸大名にとっては、関ヶ原から八年が経っており、特に西国の大名たちは徳川の意向に配慮して、豊臣家の様子を伺うばかりであったが、その中で福島正則だけが「急大坂へ参上」し日々左右に侍って看護したという。⁽²²⁾関ヶ原合戦直前の慶長五年七月に小山でいち早く家康に味方することを表明して、その信頼を勝ち取っていた福島

正則は、信頼の証として戦後安芸・備後四十九万八千石の大大名・広島城主となり、その上慶長九年に家康は養女・牧野康成の娘を福島に嫁させて結束を強めていたにもかかわらず、福島正則がのち徳川家から疎まれ、目の敵にされる大きな理由は、福島正則自身が秀頼もまた「主君だと信じている点にあったのであろう。この年正則は四十八歳であつた。

小早川秀秋はおねの兄木下家定の五男で長浜で生まれた。早くから秀吉夫妻の養子となっていたが、秀吉に実子が生まれたため、文禄二年(一五九三)小早川家の養子となっている。秀秋はこのとき十二歳。翌年十一月に小早川隆景の領国三原に着き、小早川家の跡を継ぐことが約束された。秀秋十六歳の慶長二年(一五九七)、隆景が亡くなり、小早川家を継承し「備前中納言」「岡山中納言」と呼ばれた。関ヶ原合戦時、西軍から東軍に寝返ったことで知られる。この秀秋については慶長六年七月に酒疸による黄疸の症状が激しくなり、治療したことが記されている。『配剤録』『医学天正記』のいずれにも「胸中煩悶全不食」とあるから、この症状は、関ヶ原合戦時の行動の影響ではないかと思われる。乾下では「黄疸」、坤では「消渴」(糖尿⁽²³⁾病)に分類され、処方⁽²⁴⁾が異なっているので、慶長六年に二度診察を受けたのであろう。秀秋は翌年亡くなっている。二十一歳であつた。

秀吉の側室淀殿に關しても、慶長六年以後の診察記録がある。慶長六年、淀殿は三十五歳である。六年に「御氣鬱」「眩暈」で、八年には「氣鬱胸中痞塞而痛」で、また年は不明だが「感冒」で診察を受けた。淀殿は『配剤録』『医学天正記』で「秀頼公御母」「内大臣秀頼公

御母」「大坂上様」「右大臣秀頼公母公(君)」とさまざまに呼ばれているが、病状は「氣鬱」と感冒のみである。この持病にもなった氣鬱は『医学天正記』坤では「氣門」と「心痛」に分類されている。

関ヶ原合戦後、淀殿は、慶長九年に故羽柴秀勝とお江の間に生まれていた女子を、九条忠栄の正室とする婚姻を結ばせている。浅井家の子孫として、また残された浅井一族の長老として、彼らの面倒を見なければならぬという責任感からであろう。慶長八年八月、淀殿は明経博士舟橋秀賢に命じて「貞永式目仮名抄」を作らせている。⁽²³⁾大坂城で秀頼の後見役を務める淀殿の政治上の参考書として書かせたものと推測できる。淀殿の関ヶ原以後の氣鬱は、徳川家に対抗しつつ一心に秀頼の後見役を務めることによる心労のため、「氣鬱」の症状が繰り返し現れたと考えられる。

『配剤録』と『医学天正記』の淀殿関連の記述を比較してみると、症状については異なるところはないが、投薬については『医学天正記』の坤の記載のほうが詳しく、新しい薬が付加されており、この点からも『医学天正記』は医学を志す読者に対する医学書で、『配剤録』と『医学天正記』の乾巻編纂以後に、玄朔一門によって再編成された書であったことが確かめられる。

〔徳川家〕

徳川家康が玄朔一門の診察を受けた記録はない。しかし家康は曲直瀬氏以外の医家と広く交流したり、知行を与えたり、親交のある大名家に医師を派遣したりしている。例えば文禄四年(一五九五)三月に家康は医師南條宗虎(一鶴)の京の屋敷を訪れており、関ヶ原合戦後の慶

長七年(一六〇二)三月、医師片山宗哲に合計五百石の知行を与え、四月には將軍職を秀忠に譲り、その後の慶長十年十二月には、島津龍伯(義久)の病に対し、医師祐乘を島津家に遣わしている。⁽²⁶⁾味方に引きつけておきたい大名家や家臣の家にお抱え医師を遣わすのは、秀吉のやり方を踏襲したものである。

徳川幕府の二代目將軍となった秀忠は、家康とその側室西郷氏於愛の方(宝台院)の間に生まれた人で、文禄四年(一五九五)淀殿の妹お江と婚姻した。秀忠の最初の妻は天正十八年(一五八〇)秀吉の肝入りで結婚した織田信雄の娘である。婚儀は聚楽第で執り行われ、それが済むと秀忠は駿府に帰っている。秀忠は十二歳であった。織田信雄は信長の次男であるが、この年(天正十八年)の秀吉の北条征伐後、秀吉の怒りを買って、下野烏山に流され出家したあと、家康の取りなしで復権するという運命をたどっている。そのため、秀吉は改めて秀忠の正室を自らの親族の中から選び直したのである。文禄四年九月に秀忠と結婚したお江は、二年後の慶長二年(一五九七)、伏見で千姫を生む。お江の長女である。そうすると秀吉は、早速実子秀頼と千姫の婚姻を約束させ、関ヶ原後の慶長八年、七歳の千姫は大坂城の秀頼の元に嫁ぐのである。

秀忠が玄朔の診察を受けたのは慶長十一年三月の「感冒、頭痛」(配剤録)と坤巻の食傷の二回のみである。坤には「大樹」とあるから秀忠が將軍になって以後のことであったと考えられる。健康な体の持ち主であったのだろう。

將軍職を継いでからの秀忠は、秀吉、家康の政策を一部継承し、重

臣榊原康政の病に對して、何度も使者や醫師を派遣したが、康政は慶長十一年五月に亡くなつてゐる。⁽²⁷⁾また家康が関ヶ原以前から重視してきた大名家との婚姻關係の形成に、秀忠も努力を傾け、慶長十三年、萩城主毛利宗瑞(輝元)の子秀就の妻として松平忠直(結城秀康の長男)の妹を養女として送り込む。將軍秀忠の婚姻政策としてである。続いて翌十四年には、小倉城主細川忠興の子忠利に、小笠原秀政の娘を秀忠の養女にして婚姻させるのである。この女性には化粧田千石を秀忠が与えている。婚姻政策を用いて、大名家の離反の可能性を摘み取るという、家康の用いた政策の踏襲である。

そして夏の陣で豊臣家を滅ぼすと、千姫を再婚させ、大名家に対しては、家康の死(元和二年・一六一六)後、福島正則の改易に始まる改易の嵐を吹き荒ばせる。四十一家を改易させ、元和八年(一六二二)には、大坂城総堀埋め立て時の奉行であつた幕府功臣本多正純をも改易する。⁽²⁸⁾秀忠は法と制度の整備と共に、大名家を入れ替へることで、近世幕藩体制を確立させた將軍であつたといえよう。

家康は秀忠に慶長十年に將軍職を譲つたが、その後も「大御所」として政治を主導し、重要事項は初め將軍秀忠よりも大御所が管掌してゐた。右に見える大名家への醫師の派遣が家康からなされてゐたことがそれを示している。徳川家の醫師には、竹田法印定宣(定加次男)を初め、片山宗哲など多くの醫師がいたが、慶長十三年竹田定宣は父定加の名代として関東にも下ることとなり、久志本内藏允常亮が医員として加わり、片山宗哲はこの年初めて駿府に宅地を賜つてゐる。⁽²⁹⁾つまり徳川家の番医は、このころまでに大御所のある駿府に屋敷をもらう

者が出始めるいつほう、まだ京都などに本拠地を置き、徳川家の上洛時の診察を担当し、必要に応じて駿府や江戸に呼ばれるという生活を送つていたものと思われる。そして慶長十三年、番医制は次の段階に進み、駿府と江戸に半年ずつ交替で在番することになる。曲直瀬一流では慶長十三年、玄朔は六十四歳で健在であつたが、玄朔の娘智養安院正琳(一五六五―一六一一)が活躍し、玄朔の子今大路親清も法印に叙され、この二流が著名であつた。その曲直瀬流と共に、半井驢庵成信や施薬院宗伯などが、半年交替で江戸に詰めることが幕府から命じられてゐる。醫師としてはこれらの医家のほか外科医がおり、外科医望月崇庵には知行米が下されてゐる。⁽³⁰⁾このように慶長十三年ごろから徳川家の番医制度が改変され、江戸と駿府でそれぞれ「御番」を勤める態勢になつて、駿府では家康の「寸白」(サナダムシ)などを治療する⁽³¹⁾という勤番体制になつたことが知られる。そして家康死後は江戸詰に一本化され、番医はすべて將軍秀忠の管轄下に入つたのである。

秀忠正室お江(達子・崇源院)は秀忠より六歳年長であり、秀忠との婚姻は三婚目のそれであつた。秀忠との間に千姫を初めとして二男五女をもうけてゐる。嫡男竹千代(後の家光)は慶長九年生まれ、次男国松(忠長)は十一年に生まれた。お江自身の診察は「感冒」(坤)のみであり、この人も健康で一生を終えたことがわかる。

二人の間に生まれた男子家光と忠長については、両親とは逆に、子供のころの病の記録が多い。家光は三歳の時の慶長十一年(一六〇六)、「江戸御竹様」として登場し、「風熱」(配剤録)あるいは「潮熱」(乾)に罹つており、六歳の時には「竹千代様」が「感冒」になつたとあり

(坤)、玄朔一門の治療を受けている。「御国様」忠長は四歳の慶長十四年(一六〇九)、「肺疳^か」(ひきつけ)を煩ったことが見える(坤小児)。その他「江戸若君様」「若君様」の「頭痛」や「眼目(眼病)」「汚痢」「淋病」が記されているが、どの若君であったか、(つまり家光、忠長または秀忠の最初の妻の子のいずれであったか)特定できない。

千姫は「大坂姫君様」とある症例がそれであろう。「汚痢」(下痢)の治療を受けている。そのほか「江戸姫君様」の「斑疹」と「小児」に分類される発熱と咳(いずれも坤)があるが、千姫なのか他の秀忠の娘の症状だったのか特定できない。

このように徳川秀忠とお江の間に生まれた子供たちはいずれも曲直瀬一門の治療をしばしば受けていたことがわかる。その理由は玄朔は京都での治療と並んで、慶長四、五年ごろから江戸の徳川家にも出仕していたからである。慶長七年に徳川家から五百石の知行地を京都北東部に与えられた⁽³²⁾ことは、始まった徳川家への奉公の結果であると同時に、今後の奉公に対する期待感故であろう。

これらの徳川家内部の人々のほか、曲直瀬一門は家康九男徳川義直の少年のころの「汚痢」(坤)と家康長男結城秀康の長男である松平忠直の「耳病」(配剤録・坤)、「汚痢」(坤)、「虚勞」(衰弱)(坤)を治療した。徳川義直は、家康老年時の出生児であったので、七歳の年の慶長十二年、早くも名古屋城主に抜擢されている。後、御三家筆頭と目された人である。義直が尾張藩主・名古屋城主であったのは慶長十二年から十五年であるので、「汚痢」に罹患した「尾張宰相殿」は義直の七歳から十歳の時代であったことになる。一方、松平忠直は「三河

守」と「越前守」を経験した人で、妻は秀忠の娘勝姫である。忠直十二歳の「三河守」時代に耳から膿が出る「耳病」に罹り、その後の「越前守」時代に「汚痢」と「眩暈」を主な症状とする「虚勞」で診察を受けている。

筆者前稿で述べたように、『配剤録』の患者として慶長十一年から秀忠、家光、忠長の名が登場するのは、徳川家の診察が始まったことを示し、芳春院(前田利家室まつ)や酒井忠世の妻、加藤清正の妻の乳母など大名家内部の人々の診察が増大していることを述べた。この年、玄朔の診察対象が大幅に増大したことは、玄朔が主として徳川家の番医の中心に身を置く生活に変化したためであろう。

このように徳川家との関係は慶長十一年以後深くなったが、玄朔の診察に見られる特徴は、関ヶ原以後、徳川家の人々だけでなく、後陽成天皇や公家、大坂城の淀殿のほか、もと豊臣家の家臣であった多くの武士を診察した点にあった。時勢の変化に翻弄された多くの武士たちに、治療の門戸を開いていた点は注目されてよい。

しかし徳川の世が確立するにつれ、玄朔も慶長十二年ごろから駿府にも居所を構え、十三年に秀忠治療のために江戸に招かれたとき、將軍家から常盤橋に邸宅を賜り、それを機に江戸居住を主とするようになる。慶長十三年の秀忠の病とは、坤「食傷」の時のことであろう。

この治療時秀忠は「大樹」と呼ばれているからである。秀忠はこの年將軍になって三年目を迎えていた。徳川將軍家にとって、大坂城に淀殿や秀頼がいるという状況の中で、二代目の將軍の時代が順調に進行するかどうかという重要な時期である。この治療と屋敷の拝領を機に、

玄朔とその一門は江戸での医業の展開と教育に軸足を移したと考える。先述のように慶長十三年に徳川幕府は侍医たちを半年交替で江戸と駿府で勤務する態勢を作らせ、家康死後は江戸に集住させる。曲直瀬玄朔ら一門の医師たちも、半井驢庵(三代目)や施薬院宗伯らと共に、幕府医師としての活動が主となるのである。

以上玄朔一門が診察した天皇家、豊臣家、徳川家関係者の治療とその背景について検討してきた。玄朔はこのほか諸大名やのち幕閣を担う土井俊勝などとその家族、一般武士や商人、芸能者まで広く診察していたことを前稿で述べた。本稿で取り上げた人々に倍する多くの患者を診察している。そうした人々については、稿を改めて考察したいと思う。

おわりに

二つの診察記録を素材に、曲直瀬玄朔とその一門が診察した天皇家・豊臣家・徳川家とその周辺の人々と病や医家との関係、また特に秀吉の番医制の特徴について検討した本稿の最後に、曲直瀬玄朔周辺の諸問題について述べておきたい。

天正九年法眼に叙されて天皇家の診察が開始され、十一年正親町天皇と和仁親王の治療で功績を挙げて法印の位をもらい、天皇の侍医として名医の名を顕した玄朔は、翌十二年十月、誠仁親王、和仁親王の嵯峨遊覧を沙汰し、親王より太刀を拝領した。しかしこの件について吉田兼見は「不知御前之義^(儀)」と述べ、その作法を批判している。⁽³³⁾ 急に

法眼、法印に昇進した医家としては、作法をわきまえない部分があったとしても、無理からぬところではなかったのではないかと思う。

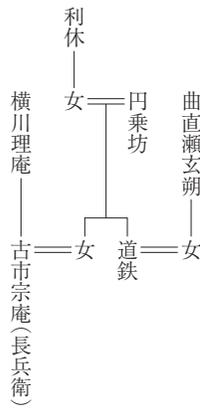
その後徳川秀忠に仕えていたころの玄朔は「在世の中療治の妙術不可勝計」とされるように、医術のレベルの高さによって高名を博していた。また「所編撰之医書数部今行尔世者多、弟子数百余人⁽³⁴⁾」と記されるほど、玄朔は医学教育と医術の普及に貢献した人であった。その果たした役割の大きさが偲ばれる。

曲直瀬玄朔(正紹)の実子親清(親純・号玄鑑)は天正五年(一五七七)生まれであり、十六歳の時の文禄元年(一五九二)二月に天皇家より従五位下典薬頭に任じられ、今大路の称号を拝領した。慶長四年には法眼に、十三年には法印に叙されるという順調な出世を遂げている。天皇家に仕える傍ら、徳川家にも若いころより診察に通い、特に秀忠に仕えたようで、秀忠の娘東福門院和子^(まさこ)誕生時、難産で諸医がその術に困っていた時、玄鑑の診断で無事出生に持ち込んでいる。しかし寛永三年(一六二六)九月、玄鑑は京都から江戸に向かう途中箱根において自らの病が重くなり、五十歳で亡くなっている。親清(玄鑑)についても「在世中診脈治病之妙不計数」「弟子数百人」と記される名医であったことが知られる。⁽³⁵⁾ 親清の家系は、子息親昌(典薬頭)、孫親俊へと継承されていく。

玄朔(正紹)のもう一人の後継者として名高い正琳は、初代道三正盛(正慶)に医学を学んだ人で、その才能を認められて玄朔の娘と結婚し、玄朔と同じく天皇家、秀吉の侍医を務め、文禄元年の正親町天皇の病の診察で高名を得て法印に叙され、文禄四年には秀吉の養女豪姫の

「怪疾」（奇病）に対する投薬に著効があったとされる。感激し喜んだ秀吉は正琳の功績に対し綿衣や金銀を多数与えたほか、朝鮮侵略時に得た「数車書籍」をすべて正琳に与えたという。慶長十年から徳川家にも召され、慶長十三年には玄朔、正琳、驢庵、施薬院ら数人の医師が半年交替で江戸と駿府に詰めることになり、正琳もその中であつた。しかし正琳は養父玄朔より早く慶長十六年に四十七歳で没している。正琳の家系は正円、正琳の外孫玄理へと継承されていく。⁽³⁶⁾

このように玄朔には実子親清（玄鑑）、婿養子正琳がいた。そのほかにもう一人婿養子がいたことがわかつた。それは曲直瀬玄朔（正紹）の娘と婚姻した道鉄である。この人も医学の道を歩んだ。この道鉄は千利休の孫にあたり、利休の娘を母とし、父は本能寺の僧円乗坊である。左に略系図を示す。



藤井学によれば円乗坊は本能寺の僧で、茶人としても名を為し始めた人であり、天正十三年ごろまでに利休の娘を妻としたらしいとされている。また円乗坊については、天正十年正月の明智光秀の茶会にも招かれており、光秀とも面識があつたようだとされ、本能寺の変の前日に開かれた信長茶会に準備されていた「つくも茄子」を兵火の中から拾い取つていたという伝承があるとしている。⁽³⁷⁾ そうした信長・秀吉

時代の僧で茶人の円乗坊の子息道鉄は、もともと「医の道器用」であつたので、「延寿院（玄朔）の智になりて医者専」にしたと「古市宗庵世伝記」を引用しつつ述べられた。もう一方の茶の道については、道鉄自身がたびたび長兵衛（古市宗庵）に「茶乃湯大事」を伝えられよといつたので、円乗坊も長兵衛は智でもあり、自分もそう思うので、宗庵に相伝したという。宗庵は古市流の初代となり、細川忠利に祿二百石で抱えられ、熊本藩の茶道（茶頭・茶堂）となつたという。⁽³⁸⁾ 千利休の孫が玄朔の娘智になつて、医者道を歩んでいることがわかる。

玄朔と同時代の施薬院全宗（徳雲軒）は、玄朔より二十三歳年長で、初代道三の門下に入り、秀吉の侍医としてまた側近として重きをなした人である。本姓は丹波であつた。全宗が施薬院を名乗つた理由は、御所の一角に施薬院を再建し、「施薬院使」に任じられて庶民の治療にもあつたためである。全宗の子孫は施薬院を名乗ることになる。その全宗も茶道には造詣が深く、天正十二年、秀吉が大坂城内山里丸の茶室で開いた茶会に「茶匠」として招かれていた。⁽³⁹⁾

この全宗の子秀隆は父に先立つて亡くなつたため、全宗は養子宗伯を嗣子に立てる。宗伯は本姓三雲といい、幼時に父を亡くしたため、秀吉の重用する医師一鷗宗虎に養育されて医学を学んでいた人である。全宗の養嗣子となつて以後、秀吉の侍医をつとめ、法眼に叙され、全宗の没（慶長元年説と四年説あり）後法印に叙され、施薬院使にも任じられた。のち家康の侍医も兼ね、家康が入洛したとき、参内用に装束をこの屋敷で改めたことから、以後これが代々の將軍家の慣例となる。子孫は本姓三雲を名乗り、家督継承後施薬院を称し、代々禁裏御用の

医師を務めたという。

曲直瀬家、施薬院家共に当代の名医であり、そして天皇家、豊臣家、徳川家から庶民にいたるさまざまな人々を診察していた点が共通している。特に曲直瀬家は前稿で見たように、関ヶ原後に豊臣遺臣とその家族を幅広く診察し、一般庶民層にも診察の門戸を開いていたことが特徴であった。そして両家共に実子ばかりでなく養子や娘婿に対しては医学書を継承させ、これと並んで広く弟子の教育に努め、また曲直瀬家は医学書を出版して後進の医家を育てることに熱心であった点が導き出した。玄朔が『配剂録』『医学天正記』乾を書いたあと、これに満足しない後継者たちが両書を編纂し直し、新しい症例を加えて症状別の医学書『医学天正記』坤を誕生させたのである。

近世前期の随筆『翁草』には「医師延寿院の事」と書かれた一文があり、玄朔が登場する。「老人(著者)幼き時、延寿院玄朔は已に壮年にして、故道三(初代)の世嗣とて、洛中医師の上首なり、人々敬愛す、故道三其時はや耳遠く、療治もたえだえにて隠居せしなり、玄朔盛んに療治はやり、方々へ招待す、その時は肩輿と云ふ物なくて、大なる朱傘を指しかけさせ高木履きにて杖をつき、何方へも歩行す、人々羨むほどに有しとぞ⁽⁴⁾」と記され、『翁草』の作者神沢貞幹は、玄朔について「洛中」の医師の中でもとくに著名でありまた名医と評判が高かったことを記し、人々に敬愛されていたと述べている。また初代の隠居後、玄朔が曲直瀬流の中心であったこと、所々へ往診していたこと、往診時杖を突き歩いていったが、朱傘で雨や日射をさえぎっていたこと、また歩行が容易であるようにと周囲から配慮されていたこと

などが示されている。朱傘の許可はおそらく天皇家からなのであろう、玄朔があらゆる階層から尊敬され、招かれていたこと、そこまで歩いて出向いていたことがわかる。

神沢貞幹は京都町奉行与力を二十年務めた人であり、『翁草』の最初の脱稿は安永元年(一七七二)であるので、右の文章は玄朔の人となりをかなり正確に伝える一文と考えてもよいのではなからうか。玄朔の果たした役割を、庶民層の目から正確に捉えているといえよう。

また戦国期から近世初期の医師仲間では、実子、養子、婿養子を分け隔て無く後継者として育てあげていたことも感得できた。婿養子が医家を継承する現象は曲直瀬家では特に顕著であった。その背景には曲直瀬家に生まれた女子が医家としての家業を継承・発展させるように努力し、父親や夫、子供を全面的に支えていたという実態があったと考えられる。シーボルトの娘・楠本いねのような女医こそまだ登場していないが、華岡青洲の妻や母のように、医学を理解し、夫や子息の医学の研究に力を貸す女性たちは数多く存在したのであろう。

注

- (1) 『玄朔道三配剂録』東京大学史料編纂所蔵。
- (2) 『医学天正記』京都大学電子図書館版を使用。なお本史料は『改訂史籍集覧』第二十九冊に活字化されている(臨川書店、一九六七年)が、多少誤読があるので、本稿は京都大学電子図書館版に拠った。
- (3) 田端泰子「曲直瀬玄朔とその患者たち」(京都橘大学女性歴史文化研究所編『医療の社会史―生・老・病・死』所収、思文閣出版、二〇一三年)。
- (4) 注(3)拙稿参照。

- (5) 注(3)拙稿参照。
- (6) 『兼見卿記』二二『史料纂集』統群書類従完成会、一九七六年など。
- (7) 本文で後述するように痘瘡は慶長九年から十年にかけて、京都を含む畿内で大流行し、その後も慶長十三年、十五年と何度も流行を繰り返していた。
- (8) 『貝塚御座所日記』(『続真宗体系』十六、国書刊行会、一九七六年。注(8)に同じ)。
- (9) 『当代記』(『史料纂集』当代記・駿府記)統群書類従完成会、一九九五年など。
- (10) 『前田利為氏所蔵羽柴秀吉消息』、『兼見卿記』(前掲)など。
- (11) 『多聞院日記』三(角川書店、一九六七年)。
- (12) 『竹田家譜』(京都大学富士川文庫に文政十三年の写本)。なお『寛政重修諸家譜』七四一にも竹田家の家譜があるが、本稿では京都大学所蔵の写本(マイクロフィルム)に拠った。
- (13) 『貝塚御座所日記』(前掲)。
- (14) 注(13)に同じ。
- (15) 『鹿苑目録』二、三(大洋社、一九三五年)など。
- (16) 『新訂本光国師日記』一(統群書類従完成会、一九六六年)など。
- (17) 『慶長日件録』(『史料纂集』統群書類従完成会、一九八一年)など。
- (18) 『お湯殿の上の日記』(『統群書類従』補遺三、統群書類従完成会、一九三四年)、『当代記』(前掲)など。
- (19) 『当代記』(前掲)。
- (20) 『慶長日件録』一(『史料纂集』統群書類従完成会、一九八一年)。
- (21) 『言経卿記』六(前掲)。
- (22) 『日光叢書』寛永諸家系図伝、六(日光東照宮社務所、一九九一年)。
- (23) 『島津家覚書』(東京大学史料編纂所に写本)。
- (24) 『寛永諸家系図伝』六(前掲)。
- (25) 藤野保『幕藩体制史の研究』吉川弘文館、一九六二年
- (26) 『竹田家譜』(前掲)、『台徳院殿御実紀』(新訂増補『国史大系』三八『徳川実紀』一編所収、吉川弘文館、一九六四年)。
- (27) 『台徳院殿御実紀』(前掲)。
- (28) 『駿府記』(前掲)、『当代記・駿府記』。
- (29) 筆者前掲論文(注3参照)。
- (30) 『兼見卿記』(前掲)。
- (31) 『寛永諸家系図伝』六(前掲)。
- (32) 『寛永諸家系図伝』六(前掲)。
- (33) 『寛永諸家系図伝』六(前掲)。
- (34) 『寛永諸家系図伝』六(前掲)。
- (35) 『寛永諸家系図伝』六(前掲)。
- (36) 『寛永諸家系図伝』六(前掲)。
- (37) 藤井学『本能寺と信長』思文閣出版、二〇〇三年。
- (38) 石田誠庸『熊本の茶統』(『茶道全集』十一所収、創元社、一九三七年)。
- (39) 藤井学前掲書。
- (40) 『翁草』(『日本随筆大成』三期十一卷所収、日本随筆大成刊行会、一九三一年)。

医学天正記記載の患者たち

所在 目録	病名	総患 者数	患者の人名 (A:配剤録と対応する人名 B:医学天正記に初出の人名)			頁	症名	頁	患者名	人数
			A	B						
乾上	中風 一	9	A 正親町院など	8	乾下	癩	二十	9	A 今上皇帝など	8
			B 今井勘解由	1		腫脹	二十一	23	A 山崎志摩守など	22
	傷寒 二	33	A 八条殿など	30		積聚	二十二	1	A 女猿檠	1
			B 飛鳥井中将殿など	3		痢疾	二十三	11	A 今上皇帝など	10
	感冒 三	17	A 柘植大炊助など	16					B 東条紀伊守息女	1
			B 池田二兵衛	1		痛風	二十四	9	A 二見大夫母など	9
	癩疹 四	4	A 竹門様など	3		脚気	二十五	7	A 菊亭晴季など	6
			B 長橋局	1					B 有馬主水佐	6
	傷風 五	2	A 徳安内(妻)など	2		疝気	二十六	5	A 民部卿法印など	5
	中寒 六	2	A 山田忠兵衛など	2		眩暈	二十七	8	A 不破彦三など	7
	中暑 七	3	A 是庵など	3					B 前田半左衛門	1
	中湿 八	2	A 深谷又右衛門など	2		頭痛	二十八	2	A 照高院准后など	2
	瘧疾 九	32	A 陽光院など	32		心痛	二十九	3	A 大友一法師など	3
	霍乱 十	6	A 陽光院など	6		虫痛	三十	6	A 則庵など	6
	泄瀉 十一	5	A 毛利右馬頭など	5		腹痛	三十一	1	A 藤堂少兵衛	1
	痢疾 十二	14	A 土岐見松内(妻)など	14		腰痛	三十二	1	A 持明院中納言	1
	内傷 付飲食 十三	9	A 小笠原信濃守など	9		虚勞	三十三	11	A 花房帯刀など	11
	痰飲 十四	2	A 妻木雅楽頭など	2		潮熱	三十四	3	A 織田民部少輔など	3
	咳嗽 十五	4	A 長橋局など	3		消渴	三十五	3	A 今上皇帝など	2
		B 浅野弾正弼	1				B 沼津長三郎	2		
喘急 十六	8	A 関白秀次など	8	黄疸	三十六	4	A 岡山中納言秀秋など	4		
嘔吐 十七	2	A 今上皇帝など	2	淋閉	三十七	5	A 鍋島信濃守など	5		
翻胃 十八	5	A 河辺新丞など	5	秘結	三十八	4	A 奈良塩屋など	3		
気 十九	3	A 吉田左兵衛内(妻)など	3				B 石川紀伊守	1		
				痔漏	三十九	2	A 船越美作守など	2		

『玄朔道三配剂録』と『医学天正記』から見た曲直瀬玄朔一門の患者とその時代

症名	頁	種別	患者名	人数	所在 目録	病名	総患 者数	患者の人名 (C:患者名記載の症例 D:患者名不記入の症例)	人数		
下血	四十	4	A 会津宰相氏郷など	4	坤	傷寒	29	C 伏見殿など	4		
								D	25		
吐血	四十一	2	A 山岡孫太郎など	2				熱病	19	D	19
耳病	四十二	2	A 松平三河守など	2				感冒	29	C 藤堂佐渡守など	15
								D	14		
咽喉	四十三	1	A 祝丹波守	1				傷風	4	D	4
癰疽	四十四	4	A コナ部など	4				中暑	5	D	5
肺癰	四十五	2	A 玄朔など	2				霍乱	6	C 御国様	1
								D	5		
乳癰	四十六	1	A 大森宗巴母	1				食傷	7	C 大樹など	3
								D	4		
疔瘡	四十七	1	A 徳永式部卿	1				泻痢	37	C 大坂姫君様など	15
瘰癧 <small>るいれき</small>	四十八	1	A 大文字屋宗悟(怡)	1				D	22		
便毒	四十九	1	A 岡半兵衛	1				中寒	3	C 寺沢志摩守	1
								D	2		
諸毒	五十	5	A 奴源右衛門など	4				中毒	1	D	1
			B 泉屋宗三郎	1				気門	8	C 近衛殿など	4
								D	4		
骨髄	五十一	1	A 堀伊賀守	1				痰	3	C 山名禪高など	2
婦人雑病	五十二	1	A 乗昌内(妻)	1				D	1		
月経	五十三	2	A 小倉作左衛門(壮婦)	2	咳嗽	10	C 松平陸奥守など	4			
					D	6					
崩漏	五十四	3	A 元鑑母など	3	肺癰	2	D	2			
帯下	五十五	3	A 花房助兵衛内(妻)など	3	喘急	6	C 有馬中書妹など	3			
					D	3					
妊娠	五十六	10	A 赤井豊後守内(妻)など	9	虚勞	20	C 前本満寺など	7			
			B 田屋紹清内(妻)	1	D	13					
産後	五十七	15	A 若宮様之御袋(後准后)など	13	眩暈	23	C 藤堂和泉守内(妻)など	6			
			B 西園寺殿内(妻)など	2	D	17					
小児難病	五十八	4	A 道晰三才見など	4	頭痛	5	C 伏見殿御所様など	3			
					D	2					
痘疹	五十九	4	A 若宮様など	4	心痛	15	C 加藤肥後守など	7			
					D	8					
麻疹		2	A 二条又右衛門子息など	2	虫	14	C 土井大炊頭室など	5			
					D	9					

慶長12年早春 道三(在判)

腰痛	3	C 持明院中納言 D	1 2	秘結	4	D	4
脚気	8	C 赤作内膳正など D	4 4	諸瘡	18	C 今上皇帝など D	8 10
膈膻 <small>かくさい</small>	6	C 女院御所様 D	1 5	血塊	5	C 土井大炊頭室 D	1 4
息賁	1	C 右府秀頼公	1	血崩	9	D	9
消渴	9	C 岡山中納言など D	5 4	産後	22	C 悦可息女など D	4 18
脹満	42	C 浅野周防守など D	11 31	妊娠	21	C 佐竹殿息女など D	2 19
積聚	5	D	5	小児	34	C 御国様など D	16 18
疸	8	C 岡山中納言秀秋など D	4 4				
痛痺痿症	25	C 菊亭右大臣など D	10 15				
中風	3	D	3				
耳病	4	C 三河守など D	2 2				
口唇	3	C 新庄越前守など D	2 1				
咽喉	7	C 祝丹波守など D	3 4				
眼目	1	C 若君様	1				
衄血	4	C 来島右衛門など D	3 1				
吐血	4	D	4				
下血	4	C 妙法院 D	3				
嘔吐	7	C 今上皇帝など D	4 3				
班疹	14	C 松平長門守室など D	8 6				
癩癩 <small>てんかん</small>	10	C 大坂御局など D	5 5				
淋病	16	C 生駒下野守など D	7 9				